

千葉県下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第26号

千葉県下水道条例の一部を改正する条例

千葉県下水道条例（昭和38年千葉県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項及び第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千葉県下水道条例（次項において「改正後の条例」という。）第12条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後の使用に係る公共下水道の使用料について適用し、施行日の前日までの使用に係る公共下水道の使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であって、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の額が確定するもの（施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る改正後の条例第12条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「100分の110」とあるのは「100分の108」とする。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。